

介護予防型

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	事業 対象	要 支 援 1	要 支 援 2
				イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ロ 1月当たりの回数を定める場合					
A2	1111	訪問型独自サービス11		(1)1週に1回程度の場合 1176 単位	月5回以上	1,176	1月につき	○	○	○
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			日割の場合 39 単位	39	1日につき	○	○	○
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2349 単位	月9回以上	2,349	1月につき	×	○	○
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			日割の場合 77 単位	77	1日につき	×	○	○
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727 単位	月13回以上	3,727	1月につき	×	×	○
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合 123 単位	123	1日につき	×	×	○
A2	2411	訪問型独自サービス21		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287 単位	週に1回程度 週に2回程度 週に3回程度	287	1回につき	○ × ×	○ ○ ×	○ ○ ○
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合 (1)所要時間20分以上45分未満の場合		179				
A2	2621	訪問型独自サービス23		大和郡山市では使用しません。		220				
A2	1411	訪問型独自短時間サービス			163	163				
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 月5回以上	-12	1月につき	○	○	○
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき	○	○	○
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	月9回以上	-23	1月につき	×	○	○
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき	×	○	○
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	月13回以上	-37	1月につき	×	×	○
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき	×	×	○
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	週に1回程度 週に2回程度 週に3回程度	-3	1回につき	○ × ×	○ ○ ×	○ ○ ○
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(1)所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位減算	-2				
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		大和郡山市では使用しません。		2 単位減算	-2			
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			2 単位減算	-2				
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 月5回以上	-12	1月につき	○	○	○
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき	○	○	○
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合	月9回以上	-23	1月につき	×	○	○
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき	×	○	○
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	月13回以上	-37	1月につき	×	×	○
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合 1 単位減算	-1	1日につき	×	×	○
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 週に1回程度 週に2回程度 週に3回程度	-3	1回につき	○ × ×	○ ○ ×	○ ○ ○
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合	(1)所要時間20分以上45分未満の場合 2 単位減算	-2				
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23		大和郡山市では使用しません。		2 単位減算	-2			
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			2 単位減算	-2				
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスコードを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき	○	○	○
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			○	○	○
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			○	○	○
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき			
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき			
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき			
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき			
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する利用者等提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき			
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき			
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200		○	○	○
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100	1月につき	○	○	○
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200		○	○	○
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回程度	○	○	○
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ハ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 270/1000加算		1月につき	○	○	○
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 287/1000加算			○	○	○
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 249/1000加算			○	○	○
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 266/1000加算			○	○	○
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 207/1000加算			○	○	○
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 170/1000加算			○	○	○